**平成２６年（フ）第３０６号**
北九州市戸畑区福柳木１丁目２番３―304号
債務者　田籠　範晃
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第３０７号**
北九州市戸畑区福柳木１丁目２番３―304号
債務者　田籠　由貴
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第３５０号**
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿59番地４　３―302
債務者　堀江　弓子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第３５２号**
北九州市八幡東区山王３丁目13番３号
債務者　村上　利夫
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第１８７号**
大分県別府市鉄輪東１―１　高忠特機システム内、住民票上の住所大分市中島中央３丁目４番14号　第２柳井ビル201
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第７３号**
福島県須賀川市並木町98番地１
債務者　佐藤多美子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２６年（フ）第４２４号**
神戸市垂水区本多聞５丁目１番171―202号
債務者　藤井　君子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４６４号**
神戸市垂水区清水が丘３丁目５番14―702号
債務者　松下　千恵
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４７０号**
神戸市東灘区御影山手１丁目２番10―106号
債務者　金沢　吉信
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５２５号**
神戸市中央区旭通３丁目１番25―302号、従前の住所和歌山市十二番丁５番地　レインボー21―402号
債務者　清水　智恵
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第９２号**
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1289番地
債務者　犬塚　潤弥
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２６年（フ）第９８号**
佐賀県伊万里市松浦町中野原4272番地
債務者　田口　宏徳
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２６年（フ）第３２号**
広島県呉市焼山三ツ石町10番17号
債務者　畦地　敬二
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２６年（フ）第３３号**
広島県呉市焼山三ツ石町10番17号
債務者　畦地　末子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２６年（フ）第３４号**
広島県呉市焼山中央６丁目３番11号
債務者　天満　　進
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２６年（フ）第３５３号**
北九州市門司区下二十町９番４号
債務者　橋本　　隆
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第１３５号**
広島県福山市東手城町２丁目８番23号　ラ・パルテール参番館彩202
債務者　藤田　光雄
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２６年（フ）第１３６号**
広島県福山市東手城町２丁目８番23号　ラ・パルテール参番館彩202
債務者　藤田　　綾（旧姓今岡・北村）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係